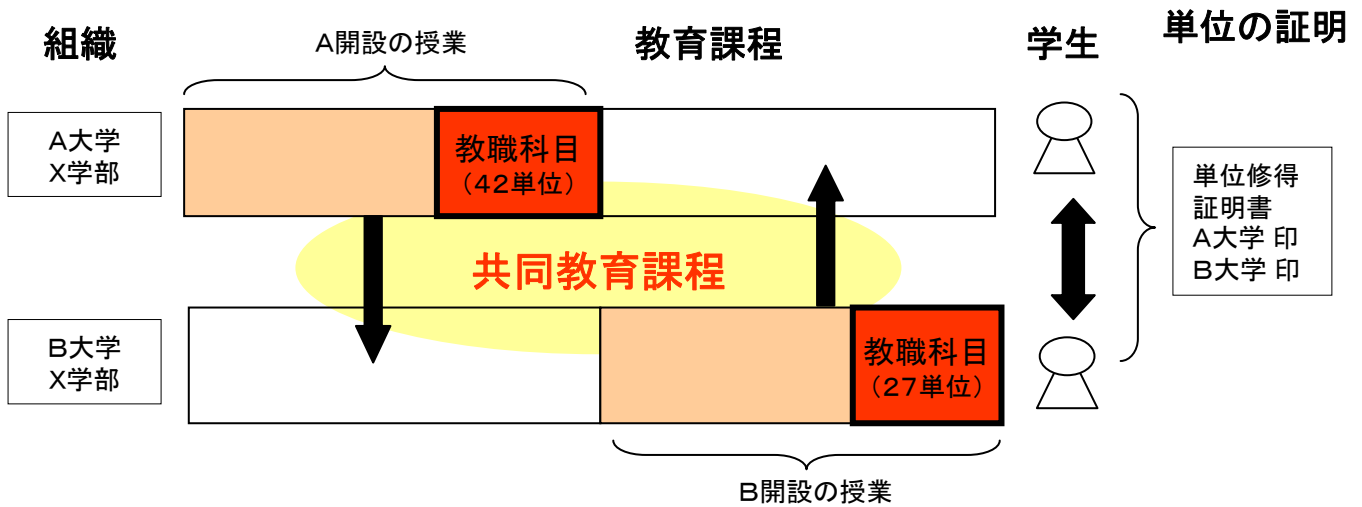


# 教育課程の共同実施制度の導入による教職課程認定基準の改正点

## ■ 学部段階での教職課程の共同実施のイメージ

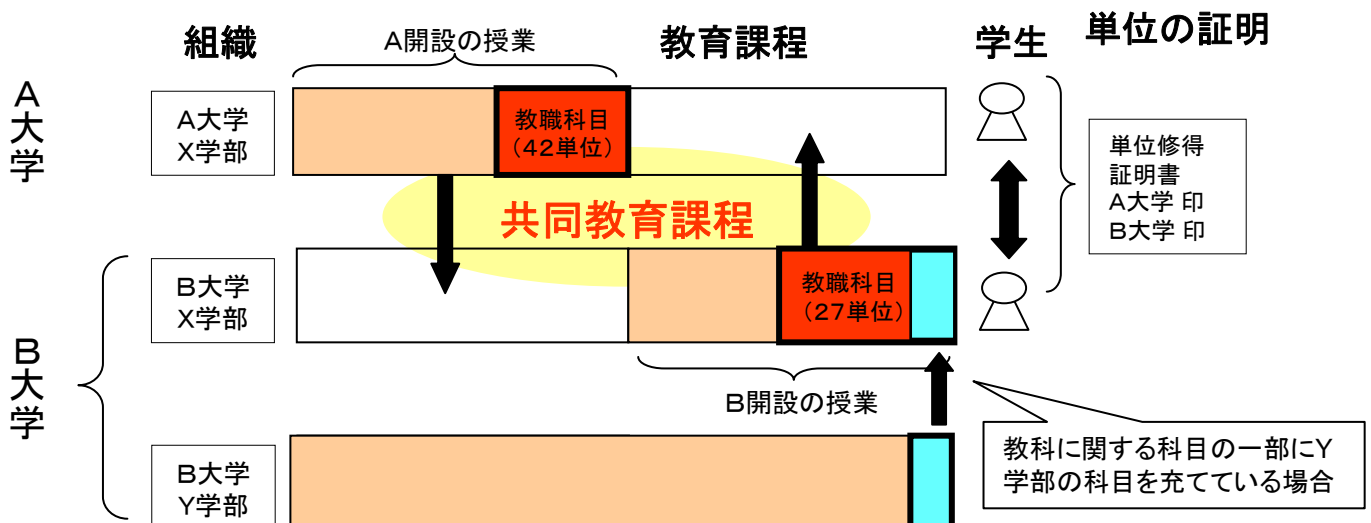


※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

## ■ 教職課程認定基準の改正点

1. それぞれの大学が編成する共同教育課程(A大学X学部・B大学X学部)を合わせて1つの課程とみなして、教職課程認定基準を適用
2. 他の大学で開設する授業科目を、それぞれの大学が自ら開設したものとみなす
3. 共同教育課程には、他学科で開設されている教科に関する科目をあててを認めない

<※ 上記3について>



このような場合、A大学に所属する学生は、B大学Y学部の科目を履修しにくくなる。  
→ このため、B大学では、Y学部の科目を教職科目にあててはできないこととする。